

静岡県告示第65号

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第758号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略)</p> <p>なお、上記(1)から(5)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。</p>	<p>2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 伊豆縦貫自動車道(河津下田道路)のうち、河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域</u></p> <p>なお、上記(1)から(6)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。